

内部統制システムの基本方針

株式会社 極 洋

1. 企業理念とキョクヨーグループ企業行動憲章

当社およびグループ会社は以下の企業理念、キョクヨーグループ企業行動憲章を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念：人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し
社会と共に成長することを目指します。

キョクヨーグループ企業行動憲章：

1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品およびサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
5. 働きやすい環境の整備に努めます。
6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、当社およびグループ会社の役員に対しその周知徹底を図る。

コンプライアンス担当取締役のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制室」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。

- (2) 社長を委員長とする「内部監査委員会」は、「内部監査チーム」を編成し当社およびグループ会社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、業務の改善を推進する。

- (3) 当社およびグループ会社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- (4) 当社の取締役はグループ全体における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- (5) 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、社内のコンプライアンス担当部署長および外部の弁護士事務所を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うものとする。また通報結果はコンプライアンス担当役員を通じて取締役会に報告するとともに、通報者が保護されるよう体制を整備しております。
- (6) 当社の監査役はグループ全体のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (7) 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。このことについて当社およびグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備する。
- (2) 環境保全リスクについて社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続させる。
- (3) 品質安全リスクについて食品事故及び苦情処理に関する規則等に基づき、食品事故発生時にはグループ全体ですみやかに対応できる体制を整備する。また、国内、

国外の協力工場に関しては品質・安全についての情報の共有化を進める。

- (4) 当社およびグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画（BCP）を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備する。
- (5) 「内部監査チーム」は、当社およびグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- (3) 中期経営計画および年次予算を連結ベースで作成し、グループ各社が出席する会議で討議することにより、情報を共有する。

6. 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- (1) 当社およびグループ会社は、業務の適正を確保するため、必要に応じて業務の実態に対応した諸規程を定めるものとする。
- (2) 系列会社管理規則に従ってグループ会社の経営管理を行うとともに、グループ会社は当社に対して経営上の重要事項を報告するものとする。
- (3) グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス担当部署に報告するものとする。当社のコンプライアンス担当部署は直ちに当社の監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。当社の監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の監査役の職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。

- (2) 当社の監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し当社の取締役その他の指揮命令を受けない。

8. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社およびグループ会社の役職員が当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- (2) 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- (3) 当社およびグループ会社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (4) 当社の監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。

以 上